【表紙】

【提出書類】	**変更報告書No.2**
【根拠条文】	**法第27条の26第2項第2号**
【提出先】	**関東財務局長**
【氏名又は名称】	**長島・大野・常松法律事務所 弁護士　　石塚　洋之**
【住所又は本店所在地】	**東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー**
【報告義務発生日】	**令和3年4月30日**
【提出日】	**令和3年5月7日**
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	**1**
【提出形態】	**その他**
【変更報告書提出事由】	**株券等保有割合が1%以上減少したこと**

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本電子株式会社
証券コード	6951
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー （Artisan Investments GP LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国53202ウィスコンシン州ミルウォーキー、スウィート800、 ウィスコンシン・アヴェニュー875E
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成21年3月26日
代表者氏名	グレゴリー・ケー・ラミレス
代表者役職	ヴァイス・プレジデント兼アシスタント・トレジャラー
事業内容	投資運用業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士　松尾　直哉 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
電話番号	03-6889-7000

（２）【保有目的】

純投資等

（３）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,637,016
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,637,016
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		2,637,016
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年4月30日現在）	V	48,857,800
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/（U+V）×100)		5.40
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		6.43

（４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー（Artisan Investments GP LLC）は、アーチザン・パートナーズ・リミテッド・パートナーシップ（Artisan Partners Limited Partnership）のためにかつ業務執行組合員（general partner）として当該株券を保有。